

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から5年3月まで

私は、申立期間当時、実家から短大に通っており、20歳（平成4年*月）になったときに母が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。私には兄と姉がおり、母から3人が大学を卒業するまで国民年金に加入して保険料を納付していたと聞いているので、申立期間の保険料が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の所持する年金手帳に記載されている交付日及び国民年金手帳払出一覧表の払出年月日から、平成4年11月頃に払出されたと推認でき、同時点で申立期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、保険料を納付していたとする申立人の母親は、「申立人を含む3人の子供が大学生であった期間の保険料を納付していた。」、「申立人は*月生まれで納付書が送られてきて間もなく、短大を卒業する平成5年3月までの保険料を一括納付した。」と具体的に説明しているところ、オンライン記録により申立人の兄及び姉は、大学生が強制加入被保険者となった3年4月から申立期間を含む卒業までの期間について保険料を納付していることが確認でき、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立人の両親の職業及び住所に変更は無く、両親の申立期間当時の標準報酬月額が平均給与を上回っていることが確認できることから、生活状況に変化は無く経済的に安定していたと考えられる上、申立期間は9か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年7月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月から5年3月まで

私の父は、平成3年から学生も国民年金の強制加入被保険者となったことから、私の国民年金の加入手続を行い、5年3月までの国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間当時は、私は学生であり、共済組合、厚生年金保険のいずれにも加入していなかったため、申立期間の保険料が還付されているとして、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の国民年金被保険者資格喪失日は平成5年8月26日付けで、同年4月6日から4年7月1日に記録訂正されたことに伴い、誤適用を理由として同年7月から5年3月までの国民年金保険料が同年9月1日付けで還付決議されていることが確認でき、申立人の取引金融機関から提出された資料により、還付金額に相当する金額が申立人名義の口座に入金されていることも確認できる。

しかし、年金事務所は、申立期間に係る還付整理簿及び市役所からの資料は既に破棄しており、資格喪失日を変更した理由は不明であると説明している上、申立人は申立期間当時は学生であり、申立期間に係る被保険者資格を喪失させる合理的な理由は見当たらない。

また、申立期間については、オンライン記録において国民年金の被保険者とされていないが、強制加入被保険者として国民年金の被保険者となる期間であり、保険料が還付される以前は納付済期間となっていたことから、申立期間については納付済期間とする必要がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、それぞれ 50 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 7 月 10 日
② 平成 19 年 12 月 8 日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。賞与支給明細書を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支給明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記賞与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、それぞれ 50 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時のA社の事業主に照会したが回答を得ることができない上、同社は平成 23 年 12 月*日に破産手続を開始していることから、当該破産管財人に照会したところ、破産処理に必要な書類以外は廃棄して保管していないと回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年11月21日から同年12月7日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年12月7日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月1日から平成元年7月10日まで
② 平成3年11月21日から7年11月21日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和61年4月1日に同社に面接に行き、その日にアルバイトとして採用され勤務した。これまで厚生年金保険の無い会社には一度も入社していないため、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人のA社における雇用保険の加入記録は、平成元年1月21日から3年12月6日まで及び5年4月11日から7年3月15日までとされていることに加えて、B社から提出された申立人の昭和61年分から平成6年分までの給与所得の源泉徴収票により、申立人は、期間の特定はできないが、申立期間当時、A社に勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険の資格取得日は平成元年7月10日、資格喪失日は3年11月21日と記録されているところ、上記源泉徴収票のうち同年分の「社会保険料等の金額」をオンライン記録の標準報酬月額を基に検証したところ、11か月分の厚生年金保険料の控除が確認できる。

なお、B社は、当時の保険料控除方式は当月控除であったとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成3年11月21日から同年12月7日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記源泉徴収票において確認できる社会保険料等の金額から判断して、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

2 一方、申立期間①及び申立期間②のうち、平成3年12月7日から7年11月21日までの期間について、上記源泉徴収票からは、当該期間に係る厚生年金保険料の控除があったことを確認することができない。

また、B社は、提出した源泉徴収票以外に保険料控除を示す資料の保管は無く、申立人の給与から当該源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額以外の控除は行っていない旨回答している。

さらに、B社は、同社が保管していた申立人に係る雇用保険被保険者離職証明書から、申立人は社会保険には加入しない短時間労働者という雇用形態であったが、業務の繁忙時期から所定労働日数及び所定労働時間が正規社員の4分の3以上の基準に該当したため社会保険に加入させたものと考えられる旨回答している。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間①のうち、昭和61年4月から63年1月まで及び同年3月から平成元年2月までについて国民年金第3号被保険者として記録され、昭和63年2月及び平成元年3月から同年6月までは国民年金保険料を納付していることが確認できるほか、上記雇用保険被保険者離職証明書には、申立人が7年3月15日に自己都合により退職した旨の記載が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び申立期間②のうち、平成3年12月7日から7年11月21日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和62年1月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月31日から同年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時にB社（現在は、C社）の建築工事部門が分社化して設立されたA社に異動したが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにB社及びA社における申立期間当時の社会保険事務担当者の供述並びに同僚から提出された給料支払明細書から判断すると、申立人は、B社及びA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間に係る異動日については、上記同僚から提出された昭和61年11月分給料支払明細書に「A社」の記載があること及び雇用保険の加入記録から、62年1月31日とすることが妥当である。

一方、当初のオンライン記録によると、A社は、昭和62年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないものの、商業・法人登記簿謄本によると、同社は61年10月3日に設立されていることが確認でき、申立人を含め8名の従業員が継続して勤務していたことが推認できることから、同社は申立期間において当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年2月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間当時のA社の事業主と連絡が取れないことから、保険料を納付したか否かについて確認することができないが、同社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしながら社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に関連会社のB社に異動したが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る社員履歴及び同社の人事担当者の供述から判断すると、申立人は同社及び同社の関連会社であるB社に継続して勤務し（昭和49年1月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人に係る資格喪失届を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から51年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年7月から51年5月まで
私の父は、私の姉の国民年金の加入手続と一緒に私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親が姉の国民年金の加入手続をしたときに一緒に自身の国民年金の加入手続もしてくれたと述べているが、姉の国民年金手帳の記号番号は昭和48年10月に払い出され、申立人の手帳記号番号は申立期間後の55年5月に払い出されている上、申立期間は学生時の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は婚姻時に母親からオレンジ色の年金手帳を受け取ったと述べているが、オレンジ色の年金手帳は昭和49年11月以降全国的に発行されたものであり、申立期間当初に発行されていた黄土色の手帳とは異なっているほか、申立期間当初に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年1月までの期間、51年9月から52年10月までの期間、54年5月から同年10月までの期間、59年1月から60年6月までの期間、61年7月から同年12月までの期間、62年3月、同年12月、63年1月及び同年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年9月から50年1月まで
② 昭和51年9月から52年10月まで
③ 昭和54年5月から同年10月まで
④ 昭和59年1月から60年6月まで
⑤ 昭和61年7月から同年12月まで
⑥ 昭和62年3月
⑦ 昭和62年12月及び63年1月
⑧ 昭和63年7月から同年9月まで

私は、婚姻前の失業期間中は経済的にも厳しい状況であったが、国民年金保険料を納付していたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成4年2月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、上記手帳記号番号が記載されたオレンジ色の年金手帳を1冊所持しているが、この手帳以外に年金手帳を所持していた記憶は無いと述べているなど、申立人が申立期間の保険料を納付することが可能な時期に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続の時期、場所、それぞれの申立期間直後に

厚生年金保険適用事業所に就職した際の国民年金の資格喪失届に関する記憶や申立期間の保険料の納付場所及び納付額に関する記憶が明確でないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から同年6月まで

私は、平成9年3月末に勤めていた施設を退職した後、同年9月頃に市役所の支所で国民年金の加入手続と第3号被保険者となる手続を行った。その際、担当職員から、申立期間の国民年金保険料を納付するように言われ、その場で現金で1回で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の再加入時に未納であった申立期間の国民年金保険料を市役所の支所で現金で納付したと述べているが、当該市役所は、申立期間当時、国民年金の加入手続と同時に納付書を発行することはなく、加入手続後に納付書を作成して自宅宛てに郵送していたと説明しており、申立人の記憶する納付方法は当時の納付方法と相違する。

また、オンライン記録によれば、平成11年6月7日に申立人に対し過年度納付書が作成されていることが確認でき、当該納付書作成時点で、申立期間のうち9年5月及び同年6月の保険料は未納と管理されていたと推認されるほか、この時点で、申立期間のうち9年4月の保険料は時効により納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年12月から平成元年3月まで
私の父と姉は、私の国民年金の加入手続を実家近くの市役所の支所で行い、私が平成元年4月に就職するまで父が私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成3年6月7日に払い出されており、申立人の所持する年金手帳によると、申立人は申立期間後の同年4月1日に国民年金の第1号被保険者として資格を取得し、同年4月18日に第3号被保険者に種別変更していることが確認できる。

また、申立人は申立期間当時、学生であったことから、申立期間は国民年金の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は上記手帳記号番号が記載されている年金手帳を1冊所持している以外に、父親から年金手帳をもらった記憶も別の年金手帳を所持していた記憶も無いと述べているなど、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明であるほか、加入手続に同行したとする申立人の姉は、加入手続の時期、年金手帳及び父親の具体的な保険料の納付状況に関する記憶が明確ではなく、父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13531 (事案 8907 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 10 月から 15 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 10 月から 15 年 2 月まで
私は、海外に渡航するに際して、平成 14 年 9 月に区で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、母が納付してくれていたため、申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、平成 14 年 10 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、15 年 3 月 6 日に任意加入していることが確認でき、申立期間は未加入期間として管理されていることから、当該期間の国民年金保険料は納付することができない上、オンライン記録により、14 年 10 月に納付された申立期間を含む同年 10 月から 15 年 3 月までの期間の保険料が無資格期間納付による過誤納とされ、同年 11 月に当該納付額の一部が申立期間直前の同年 6 月から同年 9 月までの期間の保険料に充当され、残金は還付されていること、ii) 保険料を納付してくれていたとする母親は死亡しているため、申立人の保険料の納付状況について確認することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、22 年 11 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は再申立てを行っているが、新たな資料の提出はない上、戸籍の附票により、申立人は平成 14 年 9 月 30 日に渡航したことが確認できることから、申立期間は任意加入手続を行わなければ、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、渡航手続を行った日(平成 14 年 9 月 18 日)に、国民年金の任意加入手続を行ったと主張しているが、同日に発行されている年金手帳の国民年金の記録欄には任意加入被保険者資格を取得したことを示す記録は無い。

このほか、申立人が任意加入被保険者として申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、平成 15 年 3 月時点は渡航中のため、同年 3 月に任意加入したとする記録は不自然であると主張しているが、当該手続は代理人による手続も可能であるところ、申立期間後の任意加入手続について、申立人の保険料を納付していたとする母親から当時の事情を聴取することができないことから、申立人が同年 3 月 6 日に任意加入被保険者資格を取得した経緯については不明である。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 3 月

私は、平成 14 年 3 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した翌日から他県で就職することが決まっていたので、勤務開始前の同年 3 月 29 日に区役所で転入手続を行った。その際に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料 1 万 2,000 円から 1 万 3,000 円くらいを納付した覚えがある。これまで 1 か月であっても国民年金への切替手続を欠かさず行い、保険料を納付してきたので、未納は無いと思っている。申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 14 年 3 月 29 日に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと説明しているが、オンライン記録により、申立人が申立期間の月末に当たる同年 3 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことにより、同年 5 月 22 日に申立人に対して国民年金加入勧奨が行われていることから、同時点で申立人は厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていなかったと認められること、戸籍の附票により申立人が新たに転入した市への転入日は同年 3 月 29 日であることが確認でき、同市は、申立人が転入手続を行ったとする同年 3 月 29 日の時点では、申立人は厚生年金保険被保険者であるため、国民年金の加入手続は行うことはできなかつたと考えられると説明していることから、申立人の主張には不自然さが認められる。

また、オンライン記録により、申立人に対して平成 14 年 8 月 5 日に納付書が作成されたことが確認でき、当該納付書は申立期間の保険料に係るものであると推認されるところ、上記加入勧奨の通知時期及び当該納付書の作成時期から申立人は転入市において同年 7 月以降に国民年金の加入手続を行ったものと考えられるが、申立人は、当該手続を行った時期の記憶が明確ではなく、当該納付書を受け取り、保

険料を遡って納付した記憶が無いと説明している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から54年3月まで
私は、会社退職後の昭和51年4月頃に区役所で国民年金の加入手続を行い、送られてきた納付書で3か月ごとに金融機関で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入被保険者の加入時期から、昭和54年7月頃に払い出されたと推認でき、同時点において第3回特例納付制度（実施期間53年7月から55年6月まで）が実施されていることから、申立期間の国民年金保険料は特例納付及び過年度納付することが可能であるが、申立人は、特例納付及び過年度納付により遡って保険料を納付したことはないと説明している。

また、申立人は、昭和51年4月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、同時期に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、「婚姻期間中に国民年金の加入手続を行った。」、「婚姻期間中は実家とは別の場所で居住していた。」と説明しているが、申立人から提出された上記年金手帳の氏名欄は旧姓で被保険者の種別は強制となっていること、住所欄には実家の住所が記載されていることなどから、申立人の主張には不自然さが認められる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月 12 日から 53 年 4 月 5 日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 52 年 2 月 21 日から 54 年 3 月 26 日まで、同じ雇用形態で継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の元従業員が、申立人は申立期間も継続して勤務していたと供述しており、申立人が申立期間に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和 56 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人に係る給与計算及び社会保険の手続を行っていたとする元事業主も死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、雇用保険の記録によると、資格取得日が昭和 52 年 2 月 21 日、離職日は同年 11 月 12 日で離職票が交付されており、A社におけるその後の記録は確認できない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人は昭和 52 年 11 月 12 日付けの被保険者資格喪失時に、健康保険証を返却していることが確認できるとともに、53 年 5 月 25 日に行われた、社会保険調査官が事業所に対して実施する総合調査の調査結果欄に「取得漏れ 1 名」の記載があり、その翌日の同年 5 月 26 日付けで、同年 4 月 5 日を申立人の被保険者資格の再取得日とする届出が受付されていることが確認できる。当該調査においては、社会保険事務所（当時）が、その対象となる事業所の従業員に係る出勤簿及び賃金台帳等を確認し、被保険者となるべき従業員の適用漏れがあれば届出書を提出させる等の指導を行うものであることから、申立人の申立期間については、厚生年金保険の被保険者ではなかったものと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月 1 日から 48 年 6 月頃まで
② 昭和 48 年 6 月頃から同年 12 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。確かに勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の元同僚の供述から、期間は特定できないが、申立人が同社の業務に従事していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が記憶しているA社の元同僚は、申立人とは同期入社で、申立人と同じく一本ごとの番組の制作が終了するまでの契約社員であり、社会保険には加入しない雇用形態であったことから、厚生年金保険には加入していなかった旨供述している。

また、再建後のC社の事業主は、A社当時の年金台帳を保存しており、同台帳には申立人及び同僚の名前は無く、社会保険には加入しない雇用形態だったと思う旨供述している。

さらに、上記事業主は、A社当時の正社員は月2回（10日と25日）の給与支払であり、社会保険料の控除及び諸手当等は10日に処理していた旨供述しているところ、申立人は25日の1回の支給であったと供述していることから、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されたとは考え難い。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿には、申立人及び同僚の氏名は見当たらず、健保証番号に欠番は無く、訂正等の不自然な記載も見当たらない。

申立期間②について、申立人が記憶している上記元同僚は、A社が倒産（昭和48年10月頃）した頃にB社から委託を受けていた番組の制作を継続するために、申立人と

一緒に同社に移籍したと供述していることから、申立人がB社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当時の事業主は、当時の資料を保管していないことから、申立人の勤務状況、厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B社に係る事業所別被保険者名簿によると、元同僚の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人の同社における資格取得日と同日の昭和48年12月1日となっていることが確認できる。

さらに、A社からB社に移籍し、勤務したとする複数の従業員の同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、申立人と同日の昭和48年12月1日であることが確認できる。

加えて、申立人のB社に係る雇用保険の取得日は昭和48年12月1日と記録されており、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 7 月 23 日から同年 8 月 3 日まで

A社で厚生年金保険に加入した日付とメモ（手帳の一部）の入社日が相違している。入社日は厚生年金保険に加入した日よりも前の日付となっており、入社日から厚生年金保険に加入していたと思うので、よく調査をして、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間にA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、同社は平成 14 年 12 月*日付けで解散していることが確認できる上、元事業主は、当時の資料は保管しておらず、社会保険事務担当者も死亡しているため、申立人に係る厚生年金保険料の控除や納付については分からない旨回答している。

また、申立人は、A社においてB職として勤務し、自身のメモ（手帳の一部）により、平成 2 年 7 月 23 日から同年 8 月 1 日までは研修期間があったとしており、同社の元事業主は、B職には職能に応じた研修期間を設けており、研修期間中は厚生年金保険の加入を見合わせていた旨供述している。

さらに、オンライン記録により、申立期間においてA社で厚生年金保険に加入していたことが確認できる者 38 人と、申立人と同日に厚生年金保険に加入したことが確認できる者 4 人の合計 42 人のうち、連絡先が判明した 37 人に業務内容を照会したところ、9 人からB職として勤務したとの回答があり、そのうち 5 人は、「研修期間の後に厚生年金保険に加入した。」と回答しており、3 人は、「研修期間はあったが、当該期間に厚生年金保険に加入したか否かは分からない。」とし、一人は、「研修期間があったかどうか分からない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等唐突

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月から 46 年 1 月まで

A社に勤務し、B劇場にあった食堂で調理師をしていた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の従業員の供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社の申立期間当時の事業主は既に死亡しており、当該事業主が代表取締役であったA社Cセンターに係る商業・法人登記簿謄本により、唯一連絡先が判明した当時の取締役には照会したところ、同取締役は、高齢のため詳しいことは覚えていない旨回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿（以下「名簿」という。）により、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員 145 人のうち、連絡先が判明した 49 人に入社日を照会し 20 人から回答があったところ、これらの従業員の厚生年金保険被保険者資格の取得日をみると、12 人は入社日と資格取得日がほぼ一致しているものの、8 人は入社日から 3 か月ないし 24 か月後に資格を取得し、このうち申立人と同じ調理師であったとする 6 人は入社日から 3 か月ないし 18 か月後に資格を取得している。

さらに、申立人が同僚として姓を挙げた 3 人について、一人は、名簿により、申立期間より後の昭和 47 年 6 月 1 日にD社（46 年 6 月 1 日にA社から名称変更）において厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、他の一人は、名簿に同姓の者が見当たらず、残る一人は、オンライン記録により、46 年 1 月 15 日にE社で厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できるものの、「42 年 3 月にE社に就職

し、申立人と同じ職場で勤務した。」と供述している。

加えて、申立期間におけるA社の従業員7人が同僚として姓を挙げた7人のうち4人は名簿に同姓の者が見当たらないところ、昭和47年11月30日にD社から名称変更したF社の営業部長は、「本人の希望等により加入しない場合もあった。」旨回答している。

このようなことから、A社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

その上、名簿において、申立期間前後の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年4月1日から同年7月1日まで
② 平成9年5月10日から同年6月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。平成4年4月から正社員となり各申立期間も継続して勤務しており、保険料も控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社の元事業主は、「申立人は平成4年4月1日から、9年5月10日まで同社に正社員の現場監督として勤務していた。」旨回答していることから、申立期間①当時、申立人は同社に継続して勤務していたと認められる。

しかしながら、申立期間①当時のA社の給与・社会保険事務担当者は、「厚生年金保険に加入させるかどうかは社長が判断していた。」旨供述しており、オンライン記録により、申立期間①において同社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員13人に自身の入社日について照会したところ、3人から回答があり、一人は入社と同時に資格を取得しているものの、一人は入社から7か月後に資格を取得しており、一人は入社から5か月後に資格を取得していることが確認できる。

また、A社の元事業主は、申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと推察する旨の回答をしているが、その一方で、「当時の賃金台帳等の資料を保管していない。」旨回答しているほか、当該事業主から給与・社会保険事務を任されていた上記の担当者は、「厚生年金保険に加入させていない期間は、給与から保険料は控除していなかった。」旨供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、上記の給与・社会保険事務担当者は、「雇用保険と厚生年金保険の加入手続は一緒に行っていた。」旨供述しているところ、申立人の雇用保険及び厚生年金保

険の資格取得日は合致していることが確認できるとともに、A社で雇用保険の加入記録が確認できる11人の厚生年金保険の資格取得日を見ると、7人は両資格取得日が合致しており、残る4人は厚生年金保険の資格取得日より前に雇用保険の資格を取得していることが確認できる。

- 2 申立期間②について、A社の元従業員は、「同社は平成9年5月*日に倒産し、従業員は全員同年5月9日に辞めたと思う。」旨供述しており、上記の給与・社会保険事務担当者も「同社は平成9年5月*日に倒産し、自分は同年5月9日に辞めた。」旨供述しているところ、雇用保険の加入記録により、申立人のほか従業員7人が平成9年5月9日に同社を離職していることが確認できることから、申立人が申立期間②において同社に勤務していたとは考え難い。

また、A社の元事業主は、上記1と同様、「当時の賃金台帳等の資料を保管していない。」旨回答しているとともに、上記の平成9年5月9日に離職した従業員の一人は、「退職月（平成9年5月）の給与は日割計算で同年5月25日頃、社長から支払われたが、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと思う。」旨供述している。

- 3 このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月21日から同年9月16日まで
② 昭和39年7月25日から40年1月20日まで
③ 昭和40年3月21日から同年7月19日まで

A社で勤務した期間のうちの申立期間①及び②並びにB社で勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間①及び②は、A社の調理師募集の新聞広告に応募し、昭和38年4月21日から40年1月20日までC社D工場の社員食堂で勤務していた。

また、申立期間③は、B社の調理師募集の新聞広告に応募し、E社F工場の社員食堂で勤務していた。

A社及びB社ともG新聞の募集記事には「社保あり」との記載があったので、申立期間①及び②をA社の厚生年金保険の被保険者として、申立期間③をB社の厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は死亡していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、申立人は、A社の同僚及び上司を記憶していないことから、同社に係る事業所別被保険者名簿から連絡先の判明した従業員30人に申立人の勤務実態等を照会し、17人から回答が得られたところ、そのうち、C社D工場の社員食堂に勤務したことがあると回答した二人のうち一人は、申立人を記憶しておらず、他の一人は、昭和38年11月から1か月間同工場に勤務していたと回答していることから、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人は、G新聞の求人広告を見て、A社に応募した旨主張しているが、

昭和 38 年 3 月 1 日から同年 4 月 21 日までの同新聞に同社の求人広告は見当たらない。なお、同年 8 月 20 日及び同年 9 月 9 日の同新聞に同社が調理師を募集している求人広告が確認できる。

加えて、オンライン記録によると、A社は昭和 38 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間①のうち同年 4 月 21 日から同年 6 月 30 日までは適用事業所となっていない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間③について、雇用保険の加入記録により、申立人が、昭和 40 年 5 月 1 日から同年 6 月 30 日まで、B社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成元年 4 月 1 日であることが確認でき、申立期間③は適用事業所となっていない。

また、B社の元事業主は、昭和 40 年当時、同社は厚生年金保険には加入していなかった旨回答している。

さらに、B社の元事業主は上記回答後に死亡していることから、同社の現在の事業主に照会したところ、申立期間③当時、失業保険料は給与から控除していたが、厚生年金保険料は給与から控除していなかった旨回答している上、同社から提出された「昭和 39 年 12 月分 各店別給料明細表」によれば、健康保険料及び失業保険料の控除は確認できるが、厚生年金保険料に係る項目については設けられていない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。